

自動車税及び自動車取得税の減免について

千葉県では、専ら身体障害者等の移動のために利用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税と自動車取得税の減免を行う制度を設けています。

この制度は、身体障害者等1人につき1台の自動車に限られています。

1. 身体障害者等の範囲

(A) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能又は言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
じん臓機能障害	"
呼吸器機能障害	"
ぼうこう機能障害	"
直腸機能障害	"
小腸機能障害	"
肝臓機能障害	1級から4級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級 移動機能 1級から6級までの各級

(B) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度
視覚障害	※障害の程度については新基準によるものとする 特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	"
平衡機能障害	"
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	"
心臓機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
じん臓機能障害	"
呼吸器機能障害	"
ぼうこう機能障害	"
直腸機能障害	"
小腸機能障害	"
肝臓機能障害	"

※視覚障害の4級の1は視力障害であり、4級の2は視野狭さくをいう。

※複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害ごとに判断します。

(C) 療育手帳の交付を受けている方

(1) (A) (A)の1、(A)の2) 又はAの1の方

(2) Aの2で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に3級の記載がある方

(D) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害者手帳の交付を受けている方 (1級)

2. 申請期限

●自動車税

該当区分	申請期限
①3月31日以前から自動車を所有されている方	納稅通知書の納期限
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含む)	障害者手帳等の新規交付日(等級変更により新たに減免対象となった日を含む)から1月以内
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録から1月以内
④すでに減免を受けている(受けていた)自動車を所有し、乗り換えされる方	乗り換えた自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内
※④の申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録(名義変更)の場合、翌年度の納期限までとなります。	

※期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。

●自動車取得税

自動車の登録の日から1月以内

※期限を過ぎると減免となりません。

詳しくは裏面の各事務所にお問い合わせください。

3. 減免対象及び提出書類

減免のための要件は、自動車の所有者、運転者が以下の場合は。また、自動車の所有者が手帳所持者（表面に記載された対象となる手帳の交付を受けている方。以下同じ）の世帯にいることが必要です。なお、入院中である等、手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免の対象となりません。申請に当たっては、自動車取得税・自動車税減免申請書に以下の書類を添付（提示）してください。

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	提出書類	要件等
1	手帳所持者本人	手帳所持者本人	①②③④⑧	
2	手帳所持者本人 又は同居の家族等	手帳所持者本人 又は同居の家族等	①②③④⑤⑧ (⑥の代わりに⑦でも可)	手帳所持者と生計を一にし、手帳所持者のために使用している自動車
3	手帳所持者本人	常時介護者	①②③④⑦⑧	手帳所持者のみで構成される世帯であること

- ①身体障害者手帳等 表面に記載された対象となる手帳（申請には原本が必要です）。
 ②自動車検査証（写） 住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること。
 ③運転免許証（写） 記載の住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は裏面も必要です。
 ④印鑑 納税義務者のもの・認め印可。
 ⑤自動車税等に係る生計同一証明書

証明機関 身体障害者手帳・療育手帳…市町村の福祉担当課（千葉市は各区保健福祉センター）

戦傷病者手帳 …県健康福祉センター

精神保健福祉手帳 …県健康福祉センター

（千葉市は各区保健福祉センター、船橋市及び柏市は福祉担当課）

証明書の発行に当たっては、上記の証明機関に必要な手続きをお問い合わせください。

⑥使用目的を証する書類

通院証明書…継続して月2回以上通院している記載があるもの（様式はお問い合わせください）

通学証明書・通勤証明書…当該自動車を使用している旨の記載があるもの（様式は任意です）

その他専ら手帳所持者の移動のために自動車が使用されていることが確認できる書面

⑦自動車税等に係る常時介護証明書

証明機関は⑤生計同一証明書と同じ機関です。

⑧今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の自動車検査証（写）

すでに減免を受けている（受けていた）自動車がある場合に必要です。

（注）上記のほか世帯全員の住民票の提出が必要になる場合があります。

●減免を受けていた自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免時期（重要）

申請車種	前減免車種	申請車の減免時期	備考
新規登録	抹消登録	抹消の翌月から	前減免車の抹消が新規登録の翌月の場合、申請車の自動車税1月分がかかります。
	移転登録	翌年度から	申請後に前減免車を抹消した場合、抹消日から1月以内に再度減免申請することで、抹消の翌月から減免となります。
移転登録	抹消又は 移転登録	翌年度から	申請年度中に移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する翌年度からとなります。

※移転登録（名義変更）

○お問い合わせ・申請窓口

事務所名	電話番号	所在地	事務所名	電話番号	所在地
自動車税事務所	043-243-2721	千葉市中央区問屋町1-11 FAX 043-243-2555	旭県税事務所	0479-62-0772	旭市二 1997-1
中央県税事務所	043-231-0161	千葉市中央区都町1-1-20	旭県税事務所銚子支所	0479-22-5907	銚子市清川町1-6-12
千葉西県税事務所	043-279-7111	千葉市美浜区真砂4-1-4	東金県税事務所	0475-54-0223	東金市東新宿1-1-11
船橋県税事務所	047-433-1275	船橋市湊町2-10-18	茂原県税事務所	0475-22-1721	茂原市茂原1102-1
松戸県税事務所	047-361-2193	松戸市小根本7	茂原県税事務所 大多喜支所	0470-82-2214	夷隅郡大多喜町猿橋14
柏県税事務所	04-7147-1231	柏市あけぼの2-1-5	館山県税事務所	0470-22-7117	館山市北条402-1
佐倉県税事務所	043-483-1403	佐倉市鎌木仲田町8-1	木更津県税事務所	0438-25-1110	木更津市貝渕3-13-34
香取県税事務所	0478-54-1314	香取市北3-1-3	市原県税事務所	0436-22-2171	市原市五井中央西1-1-25 サンプラザ市原5階

別紙様式1

自動車税
に係る
自動車取得税

生計同一証明書
常時介護証明書

交付申請書

年 月 日

健康福祉センター長 様

申請者住所
氏名

私は、下記の自動車について自動車税（自動車取得税）の減免を受けたいので、当該障害者と生計を一にし（当該障害者を常時介護し）、かつ当該障害者のためにその自動車を運転している旨の証明を申請します。

1. 対象自動車	登録番号	
	車両番号	
2. 障害者 ※	氏名	
	住 所 及 び 電話番号	TEL :
	氏名	
3. 所有者（納税義務者） ※	住 所 及 び 電話番号	TEL :
	氏名	
	住 所 及 び 電話番号	TEL :
4. 運転者	運転免許証番号	
	氏名	
	住 所 及 び 電話番号	TEL :

※ 所有权留保の車両については、上記3の者は自動車検査証の使用者となります。

※ 常時介護証明書については上記2と3の者は同一であることが必要です。